

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月1日から同年10月1日まで

昭和35年3月16日にA社（現在は、C社）に入社し、平成15年9月20日に離職するまで継続して勤務していた。昭和38年7月1日は、D支店からE営業所へ転勤しただけであり、毎月給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職金計算書、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年7月1日に同社D支店から同社E営業所（ただし適用事業所はB工場）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A社の後継会社であるC社）は、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 4 月 19 日から同年 11 月まで
② 平成 12 年 4 月 1 日から同年 6 月 6 日まで

申立期間①については、平成 9 年 4 月 10 日ごろに A ホテル内の「レストラン B」でのウェイターとして採用された。月給 20 万円で月に 24 日又は 25 日、1 日 8 時間以上勤務した記憶がある。また、同年 4 月 19 日ごろに同ホテルから年金手帳と印鑑を提出するように指示された記憶もある。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

申立期間②については、C デパートで、平成 12 年 4 月 1 日から同年 6 月 6 日まで正社員として家具の販売、運搬、組立て、修理及び設置の仕事をしていた。年金手帳と印鑑を採用直後に会社に提出した。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A ホテルに保管されていた勤務シフト表及び元社員の証言により、申立人が同事業所に勤務していた期間は、申立期間のうちの平成 9 年 4 月 19 日から長くても 2 か月に満たない短期間であったと考えられる。

また、当該事業所及び元社員は、当該事業所ではおおむね 3 か月間の見習期間を設けており、この期間については厚生年金保険の資格取得手続を行わない取扱いであり、申立人は見習期間中に退職した者であると説明しているところ、入社日を聴取できた元社員の入社日と当該事業所での厚生年金保険の資格取得日に空白期間があることが確認できる。

さらに、当該事業所では、シフト表以外の当時の関係資料は現存しないと説明している上、このほか、申立期間について事業主により給与から厚

生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、Cデパートに保管されていたタイムカードにより、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所に保管されていた賃金台帳では、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から36年4月1日まで

A社に19歳か20歳ごろに入社し、クリーニング職人になるため8年から9年勤務した。厚生年金保険の記録では、被保険者期間はA社が適用事業所となった昭和28年6月1日から同年9月1日までであり、その後も保険料が給与から控除されていたのに被保険者期間が3か月だけとは納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（名称変更後は、B社）の元同僚の証言により、申立人が当該事業所でクリーニング職人になるために勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、当該元同僚は、「社長が事務管理をしていて、厚生年金保険については従業員には分からなかった。」と証言しているところ、当該事業所の申立期間当時の元事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料に係る取扱いについて確認することができない。

さらに、当該事業所は、昭和44年8月に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は確認できない上、当時の同僚及び関係者とも連絡がつかず、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 22 日まで

昭和 32 年 7 月から 46 年 3 月までの期間、A社のB店に勤務したが、社会保険事務所の記録では、33 年 10 月から 46 年 3 月までの期間における厚生年金保険の記録が無い。昭和 46 年 1 月分及び同年 2 月分の給与明細書を所持しており、「厚生年金」の欄に控除額が記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和 33 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が所持する 2 枚の給与明細書（昭和 46 年 1 月分及び同年 2 月分）の「厚生年金」の欄には「保険料」という押印があるが、記載された控除額についても、当時の給与額に対応する厚生年金保険料としては大幅に低い額となっている上、当該事業所に勤務経験のある申立人の妻が所持する給与明細書（42 年 4 月分及び同年 8 月分）の「厚生年金」の欄には「生命保険」という記載があることから、当該事業所では、給与明細書の「厚生年金」の欄を用いて、厚生年金保険料とは別の控除科目を設定し、給与から控除していたものと推認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、国民年金に制度発足当初の昭和 36 年 4 月から加入し、同月以後の申立期間において国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。